

# 令和健康科学大学国際化推進委員会規程

## (設置)

第1条 令和健康科学大学学則第58条に基づき、国際交流の推進等に関する諸課題を検討するため、国際化推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、この規程を定める。

## (構成)

第2条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 委員は、各学科の教授、准教授及び講師のうちから、学部長の推薦に基づき学長が指名した者で構成する。また、学長が特に指名した者を加えることができる。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員に欠員が生じた時は、委員を補うことができる。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員長は、学長が指名する。

## (運営)

第3条 委員会の運営については次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。委員長に事故ある時は、予め学長が指名した代理者が代行する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。
- (3) 委員会は、特定事項の調査、研究または処理を行うため、専門委員会を置くことができる。  
専門委員会は、委員のほかに教職員を加えることができる。
- (4) 委員会は、必要に応じ委員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 海外の大学及び研究機関等との国際交流に関すること。
- (2) 大学の国際貢献及び国際協力に関すること。
- (3) 留学生の受入れに関すること。
- (4) 課外における外国語学習の支援に関すること。
- (5) その他国際活動に関すること。

## (雑則)

第5条 この規程の他、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。